年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会 令和4年5月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100046号 厚生局事案番号 : 四国(厚)第2200001号

第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成12年2月1日から平成17年2月1日までの期間及び同年6月1日から同年10月1日までの期間(以下「本件訂正期間1」という。)の標準報酬月額を訂正することが必要である。本件訂正期間1の標準報酬月額については、別表の第1欄のとおりとする。

平成12年2月から平成17年1月まで及び同年6月から同年9月まで(以下「本件訂正年月1」という。)の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正年月1の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、請求者のA社における平成12年10月1日から平成14年10月 1日までの期間及び平成17年2月1日から同年6月1日までの期間(以下「本件 訂正期間2」という。)の標準報酬月額を訂正することが必要である。本件訂正期間 2の標準報酬月額については、別表の第2欄のとおりとする。

平成12年10月から平成14年9月まで及び平成17年2月から同年5月まで(以下「本件訂正年月2」という。)の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることは できない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 平成11年11月1日から平成18年10月31日まで A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されている。請求期間の一部の期間の給料支給明細書等を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、本件訂正期間1について、請求者が保管するA社の給料支給明細書、給料支払明細書及び市民税県民税納税通知書(以下、併せて「給料支給明細書等」という。)により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、請求者が本件訂正期間1においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の本件訂正年月1の標準報酬月額については、給料支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおりとすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、本件訂正期間1について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、B年金事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(平成17年9月適用)に記載された請求者の報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる上、給料支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の本件訂正期間1に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成12年10月1日から平成14年10月1日までの期間について、給料支給明細書等により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記1の訂正後の標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、請求期間のうち、平成17年2月1日から同年6月1日までの期間について、給料支給明細書等により、当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、請求者の本件訂正年月2の標準報酬月額については、別表の第2欄のとおりとすることが妥当である。

なお、本件訂正年月2の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による

訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成11年11月1日から平成12年2月1日までの期間及び平成17年10月1日から平成18年10月31日までの期間(以下「本件不訂正期間」という。)について、請求者は給料支給明細書等を保管していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社の事業主は、「請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない。」旨回答していることから、請求者の本件不訂正期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、本件不訂正期間における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、本件不訂正期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国 (受) 第 2100046 号 厚生局事案番号 : 四国 (厚) 第 2200001 号

		第1欄	第2欄
訂 正 年 月	訂正前の 標準報酬月額	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法75条本文)
平成12年2月から同年4月まで	22 万円	34 万円	
平成 12 年 5 月	22 万円	32 万円	該当なし
平成12年6月から同年9月まで	22 万円		
平成 12 年 10 月から平成 13 年 3 月まで	24 万円		
平成13年4月から同年9月まで	17 万円	34 万円	38 万円
平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月まで	18 万円		
平成 14年 10月から平成 15年 3月まで	20 万円		
平成 15 年 4 月	20 万円	41 万円	
平成 15 年 5 月から同年 12 月まで	18 万円		
平成 16 年 1 月	18 万円	44 万円	
平成 16 年 2 月	18 万円	41 万円	
平成 16 年 3 月	18 万円	38 万円	該当なし
平成 16 年 4 月及び同年 5 月	18 万円	41 万円	
平成 16 年 6 月	18 万円	38 万円	
平成 16 年 7 月	18 万円	41 万円	
平成 16 年 8 月	18 万円	44 万円	
平成 16 年 9 月から平成 17 年 1 月まで	19 万円	41 万円	
平成17年2月から同年5月まで	19 万円	該当なし	41 万円
平成17年6月から同年8月まで	19 万円	41 万円	・ 該当なし
平成 17 年 9 月	17 万円	38 万円	

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100048号 厚生局事案番号 : 四国(国)第2200001号

第1 結論

平成4年12月の請求期間について、国民年金保険料を重複して納付した期間として認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年12月

前回の年金記録訂正請求において、夫名義のA市農業協同組合B支所の貯金通帳 (以下「通帳」という。)の平成5年 12 月 30 日の欄に記載されている「国年保 40,400 劫」は、私と夫の平成4年 12 月と平成5年 11 月の国民年金保険料であり、 保険料は重複していないとする通知を受け取った。

しかし、年金事務所の記録では、私の平成4年 12 月の国民年金保険料の収納年月日は平成6年1月4日となっており、同日に納付した保険料と平成5年12月30日に納付した保険料は重複しているので、保険料を還付してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る訂正請求については、請求者は、「通帳によると、平成5年12月30日に私と夫の国民年金保険料が口座振替されているにもかかわらず、同日の欄に「国年保40,400劫」と記載されており、保険料が重複して口座振替されている。」旨主張しているところ、i)通帳の「国年保40,400劫」の日付欄に*の記載がないことから、口座振替ではなく、口座残高から出金し納付書により納付したものであること、ii)通帳によると、平成4年12月及び平成5年11月の請求者及びその夫の保険料が、それぞれの月末に口座振替されていないことが確認できること、iii)請求者のオンライン記録によると、平成4年12月の保険料収納年月日は平成6年1月4日、平成5年11月の保険料収納年月は同年12月であることが確認できること、iv)平成4年12月及び平成5年11月のそれぞれ2名分の保険料の合計金額(40,400円)が通帳の金額と一致すること、v)平成5年12月30日の保険料の口座振替(10,500円が2回)は、請求者及びその夫の同年12月の保険料であると推認できることから、平成5年12月30日の「国年保40,400劫」は、請求者及びその夫の平成4年12月及び平

成5年11月の保険料を納付したものと推認できるとして、既に令和3年2月19日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする四国厚生支局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、平成4年 12 月の国民年金保険料について、オンライン記録の収納年月日が前記のとおり平成6年1月4日であることから、同日に納付した保険料と平成5年12月30日に納付した保険料が重複していると主張している。

しかしながら、平成5年12月30日時点において、平成4年12月の国民年金保険料は過年度保険料として国が収納し、平成5年11月の保険料は現年度保険料としてA市が収納しており、請求者は、過年度保険料と現年度保険料の二つの納付書により当該二月の保険料を納付したと思われるところ、A市農業協同組合B支所の担当者は、「当支所は、平成5年当時においてA市の指定金融機関であったが、日本銀行の歳入代理店ではなかったため、過年度保険料の納付書を預かった場合、貯金口座から出金し、当組合本所及びC県信用農業協同組合連合会を経由して、日本銀行の歳入代理店であるD金融機関の店舗に送付していた。」旨陳述していることから、請求者の平成4年12月の保険料は、平成5年12月30日に請求者の夫名義のA市農業協同組合B支所の貯金口座から出金され、金融機関の翌営業日である平成6年1月4日にD金融機関で収納されたと考えられる。

また、請求者は、平成6年1月4日に納付したとする国民年金保険料の領収書等を保管しておらず、納付場所等についても記憶していない上、請求者が請求期間の保険料を重複して納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに保険料が重複して納付されていたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。